

～のべ700人超の税理士が唸った！～

「税務調査 & 税務・法務判断
の極選ノウハウ」

■ 講師

株式会社 K A C H I E L

久保 憂希也



KACHIEL



受講につきましてのお願い

- 携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定をお願い致します。
- 本セミナーでの録画・録音はご遠慮下さい。
- 本セミナー内でのご質問は、一切受付けておりません。ご了承下さい。





受講につきましてのお願い

本セミナーで使用するスライドは
P D F 形式で後日、配布いたしますので、
セミナー中は講師の話に集中して頂き、
メモは最低限にして頂ければと思います。





本セミナーの趣旨

本セミナーでは、約9年間にわたり
私が運営・回答をしている「**習得会**」において
税理士・会計事務所からよく質問・相談される
実務上内容をピックアップしたものです





【確認】本日のトピック

- (1) 税務調査に遡及年数の規定はない？
～税務上の時効と除斥期間・調査対象期間の関係を徹底解説！～
- (2) 現金の売上計上漏れは重加算税になるのか？
- (3) 無申告者で資料の保存がない場合の対応方法
- (4) 外注費を給与と否認されない【たった1つの要件】とは？





では、講義を開始します

(1) 税務調査に遡及年数の規定はない？

～税務上の時効と除斥期間・
調査対象期間の関係を徹底解説！～





税務調査終了の3パターン

- ①更正決定等をすべきと認められない（是認）
- ②更正決定等をすべきと認める（原則）
- ③修正申告又は期限後申告を
勧奨することができる（それでもいいよ）



ですから…

「更正できる期間」（除斥期間）

と

「税務調査の対象期間」

は

一致する（はず）



KACHIEL



原則的な除斥期間

国税通則法第70条①：5年

ただし・・・

国税通則法第70条⑤：7年





一般法と特別法の関係

国税通則法



個別税法



租税特別措置法





現実論①

自ら誤りに気付いた場合、
自主修正申告は
何年分行えばいいか？





現実論①

税務調査の対象期間
(事前通知段階で) は
ほとんどが3年





現実論②

税務署からの連絡（行政指導）
で誤りに気付いた場合、
自主修正申告は
何年分行えばいいか？





現実論②

3年分の修正申告をすれば、
税務調査で4～5年前を
遡られる可能性がある





現実論③

無申告の場合、
期限後申告は何年分
提出すべきか？





現実論③

間違いなく「5年」

無申告者が申告する理由

- 借入したい
- 所得証明が必要



現実論④

事前通知（3年）を受けた後に
修正申告を提出する場合、
何年分行えばいいか？





現実論④

Aの誤りを是正した修正申告を3年分調査前に提出

⇒

調査においてBという別の誤りが発覚した

⇒

Bは4～5年前も誤っている

⇒

調査で4～5年前に遡られる（調査期間の延伸）

⇒

結局、Aの4～5年前も否認対象になる





現実論④

- 是正箇所以外に連年での誤り（否認項目）があるかどうか
- 加算税の率・額





最後に・・・

7年分の自主修正申告
もしくは期限後申告は
提出できない



KACHIEL



次のトピックです

(2) 現金の売上計上漏れは
重加算税になるのか？





最初に・・・

税法解釈で「法令解釈通達」

賦課決定で「事務運営指針」





事務運営指針にある規定

「帳簿書類の作成又は帳簿書類への記録をせず、売上げその他の収入（営業外の収入を含む。）の脱ろう又は棚卸資産の除外をしていること。」





領収書の控えから発覚した場合

売上を除外したいなら、
「別の領収書（除外用）を使う」
「領収書の控え自体を破棄する」





平成17年1月11日裁決事例

- 法人に対する税務調査

- 窓口で現金受領

- 入金帳に記載

- 入金（売上）伝票に記載なし

- 結果として売上計上漏れ



平成17年1月11日裁決事例

【国税不服審判所の判断】

- 事務処理上のミスからであることを否定できない
- 積極的に売上を除外したと認定できる事実は認められない



入金帳から発覚した場合

売上を除外したいなら、
「入金帳を見せない」
「入金帳に記載しない」





次のトピックです

(3) 無申告者で資料の保存 がない場合の対応方法





推計課税の要件

- 白色申告者に対して「できる」
- 法律上の決まった推計方法はない





推計課税の現実的論点

青色申告者の場合・・・

- ・青色取消し（過去遡及）
- ・取消しから1年間は申請できない
- ・次の適用は申請の翌年から





推計課税の現実的論点

調査官としては・・・

「青色取消し」「推計課税」
「更正」なんてしたくない！





推計課税の現実的論点

推計で更正 = 青色取消し

推計で修正申告 = 青色取消し不要





推計課税の現実的論点

修正申告であれば・・・

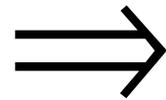
調査官と納税者の双方が納得すれば
その根拠は問わない





推計の先出し

- 口座・クレカ明細など追える資料
 - 進行期（現在）



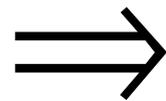
こちらから推計による所得を提示





推計の後出し

調査官から推計による所得が
算出・提示された場合



- 推計の方法に関して疑義を提示
 - 進行期との齟齬を明示



次のトピックです

(4) 外注費を給与と
否認されない

【たった1つの要件】とは？





否認根拠となる法令解釈通達

消費税法基本通達 1 - 1 - 1 (個人事業者と給与所得者の区分)





「総合勘案」の具体的項目

東京国税局の内部資料
「給与所得と事業所得との区分
給与？それとも外注費？」
(平成15年7月)





税務署が給与と言い切れない状況

支払いの相手方が
事業所得で申告している場合





でも現実には・・・

相手方が無申告だからこそ
税務署の言い分は
「源泉」「年調済み」





これに対応するには・・・

外形的要素を揃える

- 支払調書の提出
- 契約書or通知書への記載





契約書があればいいわけでもない

「業務委託契約書」
も（内容によっては）
税務上の給与と判断





契約書or通知書において

「〇〇様が弊社から受け取った金銭は、
〇〇様の事業収入に該当することから、
弊社では年末調整などできず、
自ら確定申告を必要とします」



不当な税務調査・否認指摘から顧問先を守る！

税務調査の裏交渉術 & 極選ノウハウ習得会



入会特典

2021

ZEIMU
税務
調査
CHOSA

元国税調査官・久保愛希也が明かす
税務調査対策メルマガバックナンバー

株式会社 KACHIEL
代表取締役社長 久保愛希也

※入会できるのは年2回のみ

入会受付期間：※明日、6 / 4 (金) 24時迄！

入会金 22,000円(税込)
月会費 16,500円(税込)

30日間全額返金保証付き！

さらに

今この場で

ご入会の方に限り

久保憂希也 解説

D V D & 動画セットプレゼント



「税務調査の成立ちと法律規定」

講師：久保 憂希也

- ◆ 税務調査の法的な成立ち
- ◆ 税務調査と行政指導の区分
- ◆ 質問検査権の要件とその範囲
- ◆ どこまでの税務調査が許されるのか？

資産税

税理士 木下 勇人
税理士法人レディング

公益法人

税理士 浦田 泉
いずみ会計事務所

所得税・法人税・消費税

税理士 伊藤 俊一
伊藤俊一税理士事務所

国際税務

税理士 内藤 昌史
SCS国際税理士法人

利便性に加え、さらなる専門性を実現！！

税務相互相談会

2021年6月よりバージョンアップ！
回答者が増え、運営会社が変わりました！

入会金 22,000円(税込)
月会費 16,500円(税込)

30日間全額返金保証付き！